

令和5年第8回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日（金）午後1時30分から2時29分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（13人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口 なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	6 番	栗山 浩和
	7 番	野村 勉
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 欠席農業委員（1人）

5 番 川島 一義

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画

決定について
議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利
用集積計画（一括方式）決定について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長	これより、本日の会議を開きます。
	議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。
事務局長	本日の出欠状況を報告します。
	定数14人、欠席1人、出席数13人であります。
	欠席委員の5番川島一義委員から、所用のため欠席の届出 があっております。
	次に、事務の概要報告をいたします。
	8月1日に「農業委員会サポートシステム操作研修会」が 南国市で開催され、北村次長が出席しました。
	また、8月18日に「農業者年金加入推進特別研修会」が 高知市で開催され、大久保会長職務代理と北村次長が出席し ました。
	以上で、事務の概要報告を終わります。
議長	本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思 いますが、これにご異議ありませんか。
	（「異議なし」との声あり）
	異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1日と決定いたします。
	会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委 員に西岡秀輝委員及び栗山浩和委員を指名いたします。
	それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出に ついて」事務局が説明をいたします。
事務局（北村）	議案書は、1ページをお開きください。
	「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。
	今回は7件届出が出ています。
	届出番号1番です。
	権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 1 筆で、面積は全部で20㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望が有りという届出でしたが、現況が墓地となっていましたので、受理通知書の送付の際、現況が農地以外であり取扱いが困難との文書を送っています。

それ以降、連絡はあっておりません。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜の 2 筆で、面積は全部で1,012㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 1 筆で、面積は全部で7.37㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北、土居の 4 筆で、面積は全部で4,706.89㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木、穴内の30筆で、面積は全部で9,492㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 6 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木、川北の 3 筆で、面積は全部で401.91㎡です。

相続により移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号 7 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の 8 筆で、面積は全部で 368.39㎡です。

相続により移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第 1 号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。

議案書は 6 ページです。

今回は、1 件の申請が出ています。

申請番号 1 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の 1 筆で、現況地目は田で、面積は 3,000㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻とピーマンの作付を予定しています。

所在地につきましては、7 ページに地図がございます。

中ノ橋の西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻、ピーマンを栽培しています。今回の申請地は、水稻、ピーマンの作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、

水稻、ピーマンを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が1名、年間300日が1名、年間250日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻、ピーマンの作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、8月9日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長
9 番 福 本 委 員
議 長

現地確認委員の報告を福本隆憲委員、お願いします。
現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事 務 局 (弘井)

「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は3件の申請が提出されております。

議案書は8ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は4筆合わせて1,668㎡で、転用目的は特別養

護老人ホームの建設です。

場所は、10ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は赤野で、特別養護老人ホーム八流荘の北西に面した農地です。

現地確認は、8月9日に栗山浩和委員、小松幸宏委員にいただきました。

写真が回っているところですが、駐車場になっている部分がありますので、その件については始末書が提出されております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の特別養護老人ホームの建物は、建築基準法の耐震基準以前の旧基準の建物であり、築40年以上が経過し老朽化が著しく、地震等の災害に対応できなくなっています。そのため、利用者が安心してサービスを受けられ、また、地域住民の避難施設としても供用できる施設を目指し、現施設の北西側の申請地4筆を新たに取得し、移転済みの建物、障害者支援施設あきを取り壊し、新たに特別養護老人ホームを建築・整備する計画をしたものです。既存施設の建て替えであるため、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の残高照会一覧、預金証書の写し等を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、特別養護老人ホーム用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側は一体利用地、東側は農地、西側は市道及び国道です。東側の農地については、高低差があり、東

側の農地が高いため、支障はないと判断しています。生活排水は浄化槽で処理後、西側市道側溝へ、雨水は自然浸透及び西側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。また、赤野土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

申請番号 2 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は252㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、11ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、安芸おひさま保育所の南にある農地です。

現地確認は、8月10日に野村勉委員、渡辺禎宏員にいただきました。

次に、別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、妻と子どもと借家に住んでいますが、手狭になってきたため、戸建て住宅を新築したいと考えていました。譲受人の職場は室戸であるため通勤しやすく、また、仕事と育児を両立させるため、実家のある安芸市内に建築することを計画しました。市街地は津波による浸水被害が予想されており、津波被害から安全で、保育所も近いため申請地付近の宅地を探しましたが見つからなかったため、当該申請地を選定したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び西側は保育所、南側は市道を挟んで駐車場、東側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水は自然浸透及び南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。また、道路占用工事については市建設課と協議済みであることを確認しています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

申請番号3番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は1,097㎡で、転用目的は資材置き場、駐車場の整備です。

場所は、12ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、川北、有ノ木橋の西詰の北側にある農地です。

現地確認は、8月10日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用者は建設業を営んでおり、事業を拡大するにあたり、資材や重機、大型ダンプを揃えています。しかし、会社には全ての資材や重機等を置いておける広さがないため、貸人が所有する申請地

を駐車場及び資材置場として活用できないか考えていました。申請地は十分な広さがあり、北西側の県道から大型車が進入でき利便性が高く、また、申請地は転用者の事務所から車で数分の距離にあり近いことから、立地条件としても最適であるため選定したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場及び資材置場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び西側は県道、南側は宅地、東側は宅地及び農地です。この農地については、被害防除計画が提出されています。生活排水が発生する施設の設置は無く、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、こちらは換地が行われていますが、改良区の受益地となっていないため、特に問題はないと考えています。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は栗山浩和委員、申請番号2番は野村勉委員、申請番号3番は樋口なぎさ委員、お願いします。

6番栗山委員

申請番号1番です。8月9日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

7番野村委員

申請番号2番です。8月10日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

3番樋口委員

申請番号3番です。8月10日に現地を確認してきました。先ほどの説明に間違いありません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村)

それでは、「議案 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は、13ページからになります。

申請番号 1 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は畑で、面積は全部で 892㎡です。

ユズを栽培する予定をしており、貸借期間は 30 年間で、賃借料は 1 万円の条件で新規設定する計画です。

J A ライスセンターから北東の方向に上がったところにある農地です。

これから現地の写真を見ていただきますが、先月の 3 条申請の案件と同じ地域で、今回の申請のありました農地に上がっていく市道の改良工事が平日行われていますが、狭小な道の拡幅工事のため、平日は全面通行止めとなっています。

このため、土曜日に写真を撮影し、それを現地確認委員に確認していただきました。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15 ページに地図がございます。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の

A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 2 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地 2 筆で、地目は畑で、面積は全部で 1,216㎡です。

ユズが作付されており、貸借期間は 10 年間で、賃借料は、無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15 ページに地図がございました。

川北・堂ノ尾集落から江川川上流の降付橋の西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号 3 番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの、認定農業者等である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について 800 万円の特別控除を受けることができます。

それでは、申請番号 3 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地 3 筆で、地目は田で、面積は 2,875㎡です。

露地野菜と水稻を作付する予定をしており、300 万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16 ページに地図がございました。

伊尾木保育所の北東にある農地です。

写真を見ていただくと分かりますが、現状が遊休農地である部分がございます。そのため、遊休農地復旧解消計画書を提出いただき、計画書のとおり復旧いただき、来年から作付けされる見込みです。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の

A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地確認につきましては、申請番号 1 番は、写真の確認を大久保暢夫委員、西岡大作委員に、申請番号 2 番は、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に、申請番号 3 番は、内川昭二委員、黒岩榮之委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号 1 番は西岡大作委員、申請番号 2 番は中平秀一委員、申請番号 3 番は黒岩榮之委員、お願いします。

西岡大作推進委員 申請番号 1 番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

中平推進委員 申請番号 2 番です。10日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

黒岩推進委員 申請番号 3 番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

14番小松昌平委員 農業経営基盤強化促進法の売買のことで。

普通の売買と違うので、法務局の申請も違うということもあり、自分も何回か書き直してやったがやけど。農業委員会としてマニュアルなどつくっておいてもらえたら、スムーズにいくと思うので。

事務局（北村） その手続のことについて、詳しくなくて。

計画が認められて、それぞれの機関に提出する証明書については確認していますが、法務局で行う手続きについては、申請される方におまかせしています。

実際には、申請される方が各機関に聞きながら手続きしていただいているのが実情でして、確認して対応できるものについては取り組みたいと思います。

（その他質問、意見等 なし）

議長 他にないようですので、採決いたします。

「議案 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

よって、「議案 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を議題とします。

まず、申請番号1番及び3番について、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」、まず、申請番号1番及び3番を説明いたします。

議案書は、17ページです。

農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,874㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、貸借期間は2年間で、賃借料は10アール当たり7万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。

J Aの北支所の南にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

これは、安芸市が整備するサポートハウスになります。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地2筆で、地目は田で、面積は2,172㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております。

貸借期間は、貸付人と借受人の間は15年間。借受人と転借人との間はそのうち2年間。賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

ただし、備考にもありますように、この計画とは別になりますが、転借人は、貸付人である安芸市に施設利用料として、年間42万6千円を収めることになっています。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。

J A 北支所の北西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、申請番号1番及び3番ともに、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。説明は、以上です。

議長
入交推進委員

現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

1番と3番です。8月9日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号1番及び3番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号1番及び3番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、申請番号2番については、福本隆憲委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(福本隆憲委員 退席)

議長
事務局(北村)

申請番号2番について、事務局が説明いたします。

それでは、申請番号2番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地5筆で、地目は田で、面積は3,392㎡です。

作物は、転借人が水稻を栽培する予定をしております、貸借期間は3年間で、賃借料は10アール当たり5,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。

J A 北支所の北西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙の

A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長
入交推進委員

現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

2 番です。8 月 9 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号 2 番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号 2 番については、申請どおり決定いたしました。

福本委員を呼んできてください。

(福本隆憲委員 着席)

議 長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局(北村)

私の方から、お知らせいたします。

まず、9 月の定例会の予定です。

9 月の定例会は、9 月 27 日(水)の予定です。

次に、お手元に配布しました用紙をご覧ください。

先月の定例会でご案内をしておりましたが、農業委員会の全員研修会の出欠を確認させていただきたいと思います。

(出欠の確認)

ありがとうございました。私からお伝えすること、確認することは以上です。

(質問、意見等なし)

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年9月27日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員